

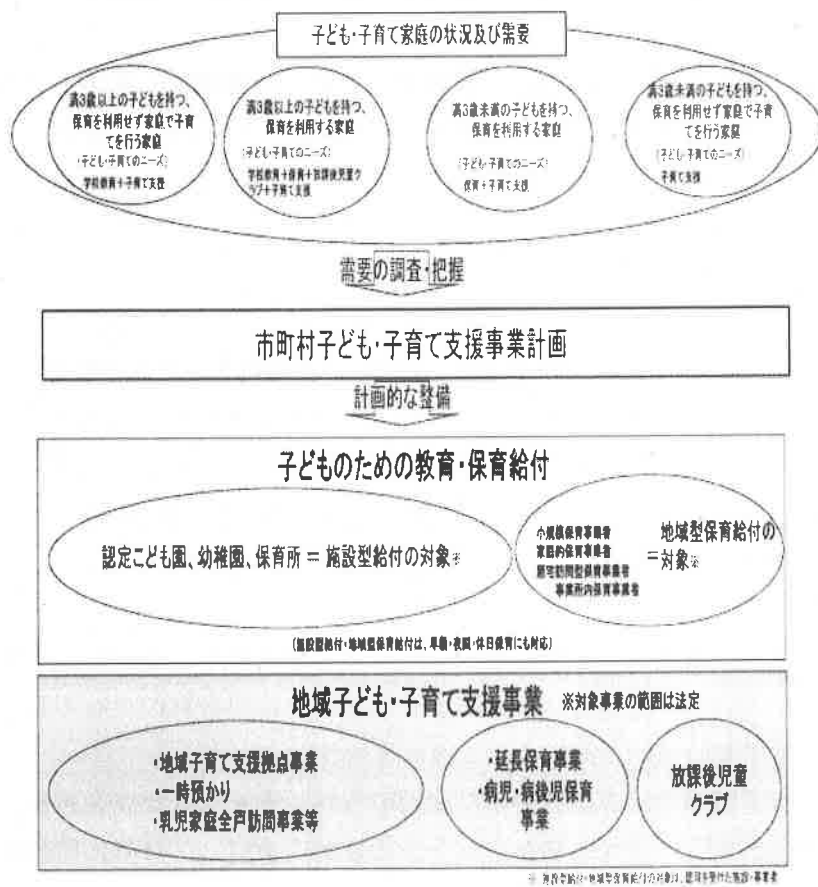
国における子育て支援関係施策の検討状況

1 子ども・子育て支援新制度

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供(幼保連携型認定こども園の普及等)と、地域の子ども・子育て支援(一時預かり、放課後児童クラブ等)の充実をめざすもの
(平成 27 年度本格施行)

(1) 新制度の概要

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



ポイント

○市町村が地域の子ども・子育て家庭の状況やニーズを把握し、給付・事業の需要量や提供体制確保にかかる計画を策定し、計画的に事業を実施。国・県は市町村を重層的に支える。

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設

○認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善)

- ・学校及び児童福祉施設としての単一の施設
- ・給付・認可等の一本化
- ・幼稚園・保育所からの移行は義務づけず政策的に促進

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援(一時預かり、放課後児童クラブ等)の充実

(2) 経過・スケジュール

平成 24 年 8 月 子ども・子育て関連 3 法 公布

平成 25 年 4 月～ 子ども・子育て会議・子ども・子育て会議基準検討部会

制度の基本指針や具体的な内容(基準、給付単価等)の検討を開始

平成 25 年度 市町村：ニーズ調査実施、市町村計画の検討

県：市町村計画策定支援、県計画の検討

平成 26 年度 施設型給付(幼稚園・保育所等の運営費)の水準決定、利用者負担の設定

県及び市町村の計画策定・関係条例制定

平成 27 年度 本格施行

2 幼児教育の無償化

○趣旨

子ども・子育て支援新制度との関係や財源確保の観点、国・地方の役割分担等の調整を図りながら、幼児教育無償化の実現に向けた検討が行われているもの。

○経過

平成 25 年 3 月 幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議（第 1 回）
6 月 同会議（第 2 回） とりまとめ

●とりまとめ内容 「幼児教育無償化」について

平成 25 年 6 月 6 日 幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議
幼児教育無償化は、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指すものである。

この基本的考え方を踏まえ、以下の方針に基づき、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、まずは「5歳児」を対象として無償化を実現することを視野に置いて、平成 26 年度から「段階的」に取り組むものとする。

(1) 幼児教育無償化に関する「環境整備」として、すべての子どもに対して、質の高い幼児教育を受ける機会の確保を図る必要がある。

このため、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることを視野に置いて、幼稚園と保育所の「負担の平準化」や「未就園児への対応」の観点を踏まえ、平成 26 年度から低所得世帯・多子世帯の負担軽減など無償化へ向けて取り組むとともに、「待機児童解消加速化プラン」を推進し、平成 29 年度末までに保育所の待機児童の解消を目指す。また、「幼児教育の質の向上」の観点から、「5歳児」について幼児教育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続を確保する取組を着実に進め、これらにより、「5歳児」について無償化を行う「環境整備」を行うものとする。

(2) 幼児教育無償化に関する「財源確保」に関しては、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすること等諸般の状況を踏まえながら、幼児教育の更なる質の向上を図る観点から、新たな財源の確保方策について検討を行うものとする。

(3) 上記 (1)、(2) の状況を踏まえ、3歳児から5歳児のうち、まずは5歳児を前提として、どのような対象・方法とすることが適切かどうかを総合的に検討し、無償化措置を図るものとする。

○平成 26 年度国予算案

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。

平成 26 年度については、幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図ることとし、「幼稚園就園奨励費補助」において低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行う。

別紙のとおり

平成26年度幼児教育関係予算（案）の概要

1. 幼児教育に係る保護者負担の軽減（無償化に向けた段階的取組） （幼稚園就園奨励費補助）

		（対前年度）
26年度予算額（案）	33,905百万円	（+10,367百万円）
25年度予算額	23,538百万円	

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。

平成26年度については、幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図ることとし、「幼稚園就園奨励費補助」において低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行う。

◆幼稚園就園奨励費補助

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を行う「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。（補助率：1/3以内）

（1）低所得世帯の保護者負担軽減

保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にする。

（無償となるよう、保育料の全国平均単価「公立：79,000円、私立：308,000円」まで補助を可能にする。）

		（26年度）
【公立】		
生活保護世帯		79,000円（59,000円増）保護者負担を無償
市町村民税非課税世帯、		
市町村民税所得割非課税世帯（年収約270万円まで）		20,000円（前年度同額）
【私立】		
第Ⅰ階層 生活保護世帯		308,000円（78,800円増）保護者負担を無償
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯		199,200円（前年度同額）
	（市町村民税所得割非課税世帯含む）（年収約270万円まで）	
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税額		115,200円（前年度同額）
	（77,100円以下）世帯（年収約360万円まで）	
第Ⅳ階層 市町村民税所得割課税額		62,200円（前年度同額）
	（211,200円以下）世帯（年収約680万円まで）	

※ 金額は、第1子の場合の補助単価（年額）

※ 市町村民税所得割課税額（補助基準額）及び年収は、夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

（2）多子世帯の保護者負担軽減の拡充

保育所と同様に、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃する。

○幼稚園に同時就園している場合

第2子	0.5	（所得制限を撤廃）
第3子以降	0.0	（所得制限を撤廃済）

○小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

第2子	0.75	→0.5（保護者負担を半額、所得制限を撤廃）
第3子以降	0.0	（所得制限を撤廃）

※ 数値は、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の概ねの保護者負担割合である。

※ 無償となる保育料の上限は、保育料の全国平均単価（公立：79,000円、私立：308,000円）。

多子世帯の保護者負担の軽減(幼稚園と保育所との比較)

幼稚園

所得制限:原則あり(年収約680万円程度まで)
 ※第2子、第3子以降の所得制限を撤廃(平成26年度~)

保育所

所得制限:なし
 (全世帯が対象)

年収~約680万円

年収約680万円~

A世帯

B世帯

C世帯

D世帯

E世帯

小4

※小4以上はカウントしない

小3

第1子

第1子

小2

小1

小4

小3

小2

小1

※小1以上は
カウントしない

5歳

(年長)

第1子 [1.0]

第2子 [0.75]
(25%減)
⇒ [0.5]

第1子 [1.0]

第2子 [1.0]
⇒ [0.5]

4歳

(年中)

第2子 [0.5]
(半額)

第2子 [1.0]
⇒ [0.5]

3歳

(年少)

第3子 [0.0]
(無償)

第3子 [0.0]
(無償)

第3子 [0.0]
(無償)

第3子 [1.0]
⇒ [0.0]
(無償)

2歳

※2歳以下はカウントしない

1歳

0歳



5歳

4歳

3歳

2歳

1歳

0歳

第1子 [1.0]

第2子 [0.5]
(半額)

第3子 [0.0]
(無償)

※ []内の数値は、第1子の保護者負担額を[1.0]とした場合の負担割合。
 ※第1子は所得制限あり。